収入

印紙

（甲）雇用者（候補者）

（乙）労務者

上記当事者間において、選挙運動用自動車運転について、次のとおり契約を締結する。

１．運転手

(1)　住　　所

(2)　氏　　名

(3)　生年月日

(4)　電話番号

２．雇用期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

３．勤務内容

選挙運動用自動車運転手

４．賃　　金

１日当たり　　　　　　　　　円とする。

５．代金支払

次の条項により支払うものとする。

(1)　公職選挙法第93条（供託物没収）に該当しないで、かつ基準限度額である70,000円以内の場合、乙はその全額をむつ市に請求するものとし、むつ市は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(2)　公職選挙法第93条（供託物没収）に該当した場合、乙はその全額を甲に請求するものとし、むつ市に対して請求はできないものとする。

令和　　年　　月　　日

雇用者（候補者）